

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 加入者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、**保険税(料)の減免**が受けられます。

【該当する保険税(料)と対象者】

区分	該当する保険税(料)	減免判定の対象者
国保	国民健康保険税	世帯主（主たる生計維持者）
後期	後期高齢者医療保険料	
介護	介護保険料（65歳以上の方分）	

【保険税(料)の減免の対象となる場合】

- ①新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、**世帯主が死亡し、又は重篤な傷病**（1か月以上の治療を有する等の著しく重い症状）を負った場合 ⇒ **保険税(料)を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、**世帯主の収入減少※**が見込まれる場合 ⇒ **保険税(料)の一部を減額免除**

「世帯主の収入減少※」の具体的な要件（前提要件）	国保	後期	介護
1) 世帯主の令和2年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和元年の当該収入に比べて、 10分の3以上減少 する見込みであること。	要件	要件	要件
2) 世帯主の減少が見込まれる収入に係る所得以外の令和元年の合計所得金額が、 400万円以下 であること。	要件	要件	要件
3) 世帯主の令和元年の合計所得金額が、 1,000万円以下 であること。	要件	要件	—

- **保険税(料)の減免額**は、**減免対象保険税(料)額** (A×B÷C) に世帯主の令和元年の合計所得金額に応じた**減免割合** (D) を乗じた金額です。

	世帯主	加入者	世帯主の令和元年合計所得金額	減免割合
A		既に算定された保険税(料)	国保・後期	300万円以下の場合 全部(10分の10)
B	減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得金額			400万円以下の場合 10分の8
				550万円以下の場合 10分の6
				750万円以下の場合 10分の4
C	令和元年の合計所得金額	令和元年の合計所得金額 (国保・後期のみ加算)		1,000万円以下の場合 10分の2
			介護	200万円以下の場合 全部(10分の10)
			200万円を超える場合 10分の8	

※世帯主が事業を廃止又は失業した場合には、世帯主の令和元年中の合計所得金額にかかわらず、減額対象の保険税(料)の全額を免除します。

新型コロナウイルス感染症による 保険税(料)減免の簡易フローチャート

世帯主が新型コロナウイルス感染症により死亡した、又は重篤な傷病(1か月以上の治療等)を負った

【国保のみのフロー】

はい

いいえ
(後期・介護)

いいえ (国保のみ)

世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合により離職し、雇用保険の失業給付を受けた(非自発的失業)
※離職時点で65歳未満
※雇用保険受給者資格証の離職理由「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

はい

いいえ

世帯主について、給与収入のほかに事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれる

はい

いいえ

非自発的失業者の軽減制度の適用により国保税を軽減します

【収入減少前提要件】要件①②両方の条件を満たす

- 要件① 世帯主の令和2年における事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和元年と比べて、**3割以上減少**見込
※ 減少した収入にかかる証明書類(売上帳簿、給与明細等)の提出ができる
※ 保険金、損害賠償金等により補てんされる金額は差し引きます
- 要件② 世帯主の減少が見込まれる所得以外の令和元年の所得が、**400万円以下**

はい

【収入減少前提要件】要件③の条件を満たす

- 要件③ 世帯主の令和元年の合計所得金額が、**1,000万円以下**

いいえ

【国保・後期のみのフロー】

いいえ

申請により
新型コロナウイルス感染症による
国保税免除又は減額が受けられます

新型コロナウイルス感染症による
国保税減免の対象外です

保険税(料)の免除又は減免に該当する方は、
必ず申請前に役場担当部署へお問い合わせください

【問い合わせ先】

- ◎ 国保・後期 住民課 戸籍年金医療グループ 電話 34-2121(内線414)
- ◎ 介護 健康福祉課 福祉介護グループ 電話 34-3955